

公立大学等にふさわしい新たな認証評価について

大学の発展を促す、対話と納得感のある評価を目指して

2012.06.28 公立大学の質保証に関する特別委員会

D

12/7/2 15時36分

1

0 公立大学は複数の認証評価機関により質保証

大学評価・学位授与機構(独立行政法人)

- H24年度 評価手数料更新。短大評価廃止。
- H26年度 新法人へ移行。

大学基準協会(公益財団法人)

- 評価機関として長い歴史を持つ。
- 多くの国公私立大学を会員とする。

日本高等教育評価機構(公益財団法人)

- 私立大学協会が母体となって設立。
- 私大協加盟の多くの大学を会員とする。

2

1① 3機関の比較(評価実績)

評価実績 (延べ数)	大学評価・学位授与機構		大学基準協会		日本高等教育評価機構	
	合計	公立(内数)	合計	公立(内数)	合計	後に公立大学へ(内数)
	132大学	40大学	350大学	46大学	289大学	2大学
H16年度	—	—	34 (保留2)	6	—	—
H17年度	4	2	25	5	4	0
H18年度	10	3	47 (保留1)	3	16	0
H19年度	38	0	54 (保留4)	4	38 (保留1)	1
H20年度	11	5	44 (保留5)	2	58 (保留5)	0
H21年度	37	10	57 (保留3)	9	71 (保留5)	1
H22年度	25	15	62	11	89 (保留9)	0
H23年度	7	5	27 (期限付3)	6	13	0

1② 3機関の比較(第2クールの評価基準)

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
評価名称	大学機関別認証評価	大学評価	大学機関別認証評価
評価基準	基準1 大学の目的 基準2 教育研究組織 基準3 教員及び教育支援者 基準4 学生の受入 基準5 教育内容及び方法 基準6 学習成果 基準7 施設・設備及び学生支援 基準8 教育の内部質保証システム 基準9 財務基盤及び管理運営 基準10 教育情報等の公表	1 理念・目的 2 教育研究組織 3 教員・教員組織 4 教育内容・方法・成果 5 学生の受け入れ 6 学生支援 7 教育研究等環境 8 社会連携・社会貢献 9 管理運営・財務 10 内部質保証	基準1 使命・目的等 基準2 学修と教授 基準3 経営・管理と財務 基準4 自己点検・評価 ○ 使命・目的に基づく 大学独自の基準設定 と自己点検評価

4

2①A 大学基準協会の特徴

大学評価ハンドブック「大学評価の特徴」

- ① 大学内に構築される質保証システムの有効性に着目した評価
- ② 自己改善機能を重視した評価
- ③ 理念・目的、教育目標の達成度を重視した評価
基盤評価
達成度評価
- ④ 改善報告書の評価
- ⑤ ピア・レビューの重視

5

2①B 大学基準協会の特徴

大学評価ハンドブック「評定」

7) 評定

- ①「評定」の欄には、自己点検・評価の結果、自らの方針に沿った活動状況及び理念・目的、教育目標の達成状況について、次の基準を目安に、S, A, B, Cで自己評価(評定)してください。

6

2②A 大学評価・学位授与機構の特徴

大学機関別認証評価実施大綱

「評価の基本的な方針」

- (1) 大学評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各大学の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価
- (7) 国際通用性のある評価

7

2②B 大学評価・学位授与機構の特徴

大学機関別選択評価実施大綱

「はじめに」

- ▶ 選択評価においては、それぞれの大学の個性の伸長に資するよう、「研究」活動や「社会貢献」活動の側面から、大学の活動の評価を実施します。
- ▶ なお、選択評価は認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として実施します。

8

2③A 日本高等教育評価機構の特徴

大学機関別認証評価実施大綱 評価の基本的な方針

- (1) 評価機構の定める「評価基準」に基づく評価
- (2) 教育活動の状況を中心とした評価
- (3) 大学の個性・特色に配慮した評価
- (4) 各大学の改革・改善に資する評価
- (5) 「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価
- (6) ピア・レビューを中心とした評価
- (7) 定性的評価を重視した評価
- (8) コミュニケーションを重視した評価
- (9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築 9

2③B 日本高等教育評価機構の特徴

大学機関別認証評価実施大綱

「本大綱の改訂について」

- ▶ 評価機構が設定する「評価基準」は基本的・共通的な事項に限定し、大学はこれに自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加えるようにしたことです。
- ▶ このような改訂によって、認証評価の効率性を高めることとともに、大学の個性・特色をより重視した評価にすることができると考えています。

10

3①A 公立大学協会で課題を討論

- ▶ H22年度総会で「認証評価の今後の展開」をテーマに討論。
 - ▶ 大学基準協会 工藤潤 大学評価・研究部部長(当時)
 - ▶ 大学評価・学位授与機構 荻上紘一 教授(当時)
- (背景)
- ▶ 公立大学法人評価に関する調査・検討がほとんど行われていない。
 - ▶ 事業仕分で大学評価・学位授与機構が認証評価から撤退？
 - ▶ 評価される大学側も、評価機関の質や評価のされ方を議論をして、意見を言って行きたい。(矢田会長)

11

3①B 公立大学協会で課題を討論

- ▶ 公立大学だけが非常に危うい状況。公立大学の特性を十分に踏まえた評価ができる評価機関を、公立大学協会が主導して設立することまで含めてお考えいただく必要がある(荻上教授)。
- ▶ 設置形態別に評価機関ができるというのは個人的に反対。高等教育機関として共通した理念もあり、設置形態別では、客観性、公正性の問題も出てくる(工藤部長)。
- ▶ 評価委員個人の業績とかキャラクターが評価に影響してくる。受ける側は客観的だと思っていますが、しっかりと経験を積んでいかないとまずいかなと思います(矢田会長)。

12

3②A 調査：認証評価に関する課題 (H22.10)

- 法人評価との法的・制度的な統合が必要。
- 公立大学の実情に合った評価基準と公立大学の実情を理解できる評価委員が必要。
- 認証評価結果で公立大学の役割をアピール。
- 他の公立大学における実践例など情報共有システムや研修が欲しい。
- 大学が認証評価機関の手順に添う報告書作りでよしとしていると、独自性や創意性に影響あり。
- 一方通行ではない自由な討議で、被評価者・評価者が双方向で学べる評価となるべき。
- 「仕分け」によって大学評価・学位授与機構の認証評価活動は廃止か。公立大学の対応が課題。

13

3② 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価委員会の評価の状況 (H22年7月12日)

- 自己点検評価、認証評価と作業が重複。項目の統合化を含めて評価手順等の見直しが必要。
- 全学的なエビデンスの整備・共有は進んだ。
- 教育・研究の項目は、年度評価では客観的・外形的な進行の把握に限定されているはずであるが、質や内容にまで言及される場合がある。
- 中期目標・計画に即した業務実績評価報告書にそぐわない意見が提示される場合がある。
- 項目別達成度を年度ごとに例外なく100%要求する場合があります。法人によっては計画策定から年数が経つにつれ混乱が広がる。

14

3③A 学校教育法109条 第1項

- ▶ **第九條** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の**教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備**(次項において「教育研究等」という。)の**状況**について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

15

3③B 地方独立行政法人法 第78条第2項

(中期目標等の特例)

- ▶ 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、**教育及び研究並びに組織及び運営の状況**について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

16

3③C 学校教育法109条第2項

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、**文部科学大臣の認証を受けた者**(以下「**認証評価機関**」という。)による**評価**(以下「**認証評価**」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

17

3③D 地方独立行政法人法 第79条

(認証評価機関の評価の活用)

- ▶ **第七十九条** 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、**学校教育法 第百九条第二項 に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価**を踏まえることとする。

18

4① 文部科学省TFによる評価制度見直しの方向

▶ 機能別評価の導入

- 大学全体の評価を行う内容(法令適合性の確認など)を縮減する。
- 教育研究の成果、内部質保証、特色ある取組みの観点について...重点化。
- 特定の教育研究活動に着目した評価基準の整備、機能別分化への対応。

▶ 大学ポートレートの活用

- 認証評価において、大学ポートレートによる情報公表と連携。
- 大学ポートレートをを用いるなどにより、...積極的な情報発信に取り組む大学については、通常より簡素な評価をうけることができるようにする。

▶ 認証評価と国立大学法人評価の関係の見直し

- 法人評価の現況分析を、認証評価で実施。大学の業務削減。
- 認証評価では、一定の要件を満たす大学は、...網羅的な評価ではなく、重点的な評価(機能別評価)を実施する。

19

4② 「大学改革実行プラン」(H24.6/文部科学省)

(評価制度の抜本改革)

- 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価へ。
→ **最低限の質保証の評価を簡素化、特定の教育研究活動に重点化。**
- 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信。
→ **強みや特徴を明らかにする、比較可能な客観的指標の開発。**
- 認証評価を通じて、学習成果の把握・検証を促進。
→ **教育研究環境の評価から、成果把握とそれによる改善の評価へ。**
- 情報公表や評価制度間の連携で効率化を図る。
→ **大学ポートレートの活用。法人評価との一体的実施。**
- 幅広い関係者の声を反映させる仕組みづくり。
→ **高等学校、自治体、産業界等の意見を聞き、積極的に社会へ公表。**

20

4③ 大学改革実行プラン(評価制度の抜本改革)

評価制度の抜本改革

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

(1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。

- 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

【施策】

①機能別評価の導入 ~多様な大学の状況に応じた評価へ~
大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。
⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発
大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。
⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

③学習成果を重視した評価 ~インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ~
教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。
⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

(2) 評価の効率化

【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。

- 情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

【施策】

①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)
「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通の仕組みを規定。

②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施
国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。
⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

(3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

- 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通の取組として位置づけ

P121

4④ 大学改革実行プラン(大学ポートレート)

大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)

データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通の仕組みを構築

【趣旨】：大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。
大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者に分かりやすく発信。
基礎的な情報について共通の公表の仕組みを構築し大学の業務負担軽減。

【運営】：大学と大学団体の参画による自主・自律的な運営体制

大学ポートレート(仮称)のイメージ

①大学コミュニティによる情報の共有
【大学】 信頼性ある情報提供

②各大学の国内外への情報発信の支援
【入学希望者等】 【海外の入学希望者等】 【企業関係者等】

③各大学の情報提供の負担軽減
【マスコミ等】 【評価機関等】 【官公庁等】

【運営体制】

- 大学教育の質保証を担う新法人にセンターを設置
- 大学団体、評価機関などによる自主的な運営体制
- 高校関係者などユーザーの意見の反映

【整備のスケジュール】

- 平成24年度
 - 基礎的な情報発信の先行実施
- 平成26年度
 - 本格実施

【収集・発信する情報】

- 統計調査の基礎的な情報
- 公表が義務化された9項目
- 大学評価で求められる情報
- 官公庁、マスコミ等から重複して求められる情報

運営委員会
大学団体 運営委員会 認証評価機関
関連団体(私学事業団など)
運営委員会の方針に基づき運営
利用者からの意見
高等学校関係者 企業関係者 報道関係者

P122

5① 公立大学協会における評価に関する議論の経緯

公立大学は
大学評価・学位授与機構
大学基準協会
日本高等教育評価機構

において認証評価を受審

↓

公立大学独自の評価コミュニティがない
評価委員の経験の場が…
評価事務担当職員の育成の場が…
評価に関する情報交換の場が…

↓

それぞれ持ちにくい

23

5② 公立大学協会における評価に関する議論の経緯

- ▶ 平成22年度調査で「評価制度の課題」が明らかに。
- ▶ 平成23年度は「教育情報の公表」等を推進。
 - ◆ 教育情報の公表の推進(ガイドライン作成、ポートレート作成、データベースの公表)
 - ◆ GP事業による公立大学の教育改革の状況を調査
 - ◆ 学長マネジメントに関する調査等で工夫されたガバナンスの状況が明らかに

24年度

- ▶ 国の「評価制度の抜本改革」
- ▶ 「大学情報の公表の徹底」を踏まえ、
- ▶ 「新たな認証評価」に関する検討を開始。

24

6 「新たな認証評価」の方向性

ここから以下は議論のためのたたき台
(方向性)

- ▶ 支援する視点で評価
- ▶ 継続的対話による納得感を形成
- ▶ 設置団体等との関係に留意
- ▶ 大学の構成員の学びの場として機能
- ▶ 負担軽減

25

6① 「新たな認証評価」の方向性

支援する視点で評価

- 大学改革を重点的に進行する等、今ま
さに見てほしい部分について評価。
- 一方で、大学の課題についても積極的
に意見交換ができる評価。

26

6② 「新たな認証評価」の方向性

継続的対話による納得感を形成

- 対話による納得感のある評価を実施。
- 様々な協議の場で、日々の改革に関し
対話の継続。
- それぞれが所属する大学団体とも連携。

27

6③ 「新たな認証評価」の方向性

設置団体等との関係に留意

- 設置団体における大学への理解を促進
し、大学を積極的に活用する高等教育
政策を導く。
- 設置者行政、法人評価実施に関する参
考情報を提供。

28

6④ 「新たな認証評価」の方向性

大学の構成員の学びの場として機能

- 評価チームへの教職員の参加。
- 大学評価機関への職員派遣。
- 評価人材のFD・SDの実施。

29

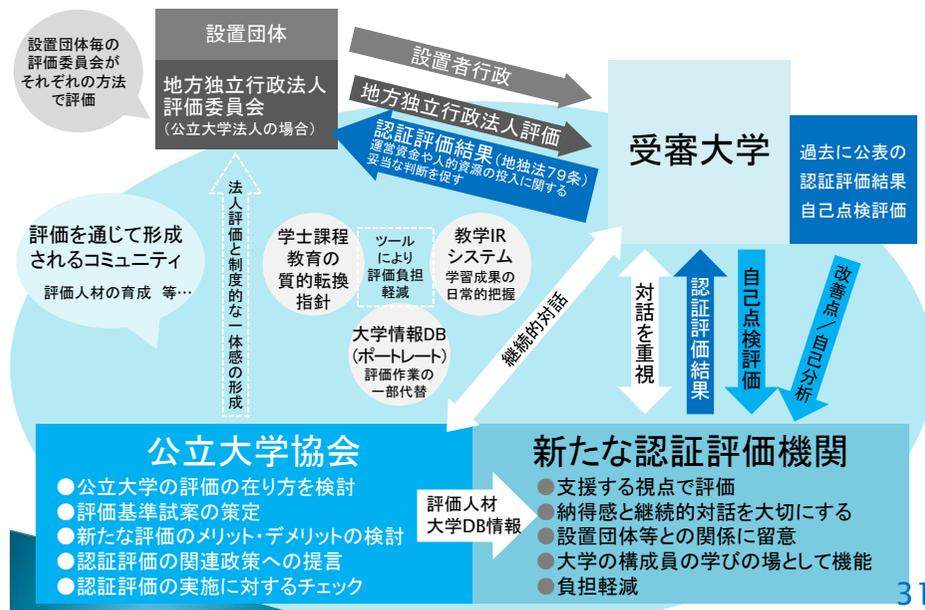
6⑤ 「新たな認証評価」の方向性

負担軽減

- 過去の評価結果を踏まえることで、評価負担を軽減。
- 大学の機能に沿って、効率的な評価を実施。

30

7① 「新たな認証評価」のイメージ(公立大学法人を例に)



31

7② 「新たな認証評価」のイメージ(評価基準)

地域の要請を踏まえた教育・研究を行う大学にふさわしい「大学評価基準(第1次素案)」

(法令項目に沿った評価基準)

I 教育研究活動等の総合的な状況に関する評価基準

- 1 大学の目的 ~ 12 地域の要請を踏まえた教育研究 (計12の基準)

(過去に認証評価を受け、評価結果が存在する場合に選択可能な評価基準)

II 大学の機能強化と改革の推進状況に関する評価基準

- 1 教育研究活動等の総合的な状況とその改善
- 2 大学が特に重点を置く機能を踏まえた教育研究の推進 (計3つの基準)
- 3 機能強化と改革の推進のための大学ガバナンス

- ▶ 公立大学法人については「認証評価機関の評価の活用」(地独法79条)のための、本基準において運用上の工夫を行う。

32

8 「新たな認証評価」を支える3つの柱

①教育情報の徹底した公表

- アクレディテーション評価のほとんどを代替。
- 大学ポートレートによる負担軽減。

②過去の認証評価結果の活用

- 教育情報公表と合わせてアクレディテーションを完成。
- 特色ある評価に評価作業をシフト。

③評価コミュニティによる継続的な対話

- 支援する視点、納得感の形成、学びの場として機能。
- 設置団体との間で留意すべき課題の研究の進展。

33

8① 教育情報の徹底した公表

- ▶ 教育情報の徹底公表で「法令適合性の確認」を縮減。
- ▶ 「大学ポートレート」にアクレディテーションを代替させ、負担を軽減。
- ▶ 大学ポートレートの検討に対しては、しっかりした内容で整備を行うよう要望。

34

8② 過去の認証評価結果の活用

- ▶ 過去の認証評価結果を参照・活用することのできる基準Ⅱを準備。
- ▶ 基準Ⅱを選択することで、大学の特色を中心とした評価に切り替えることができる。

35

8③ 評価コミュニティによる継続的な対話

- ▶ 大学コミュニティの中で相互に支援。
- ▶ 継続的対話で受審大学に納得感を形成。
- ▶ 評価のプロセスを教職員の学びの場とする。
- ▶ 公立大学の場合は、設置団体との関係における様々な課題について、継続的に研究が進められる。

36

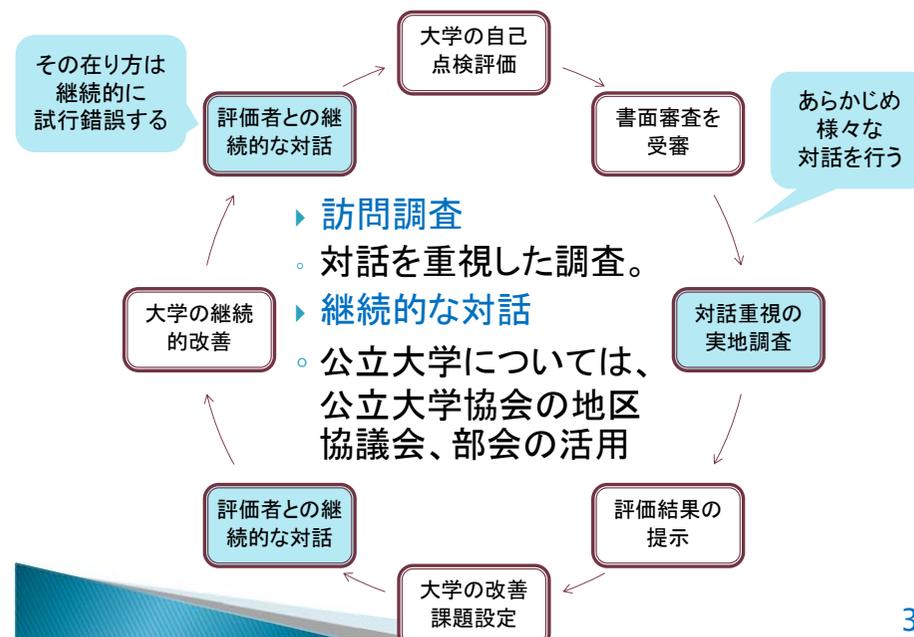
9① 評価の実際(評価チーム)

▶ 評価チームの構成

- 主査・委員(4人)
 - 会員校推薦名簿から選ぶ(地域・分野を考慮)
- 評価事務担当者(1人)
 - 受審大学以外の大学の職員が担当
- 事務主幹(全てのチームの評価事務担当者を支援)
 - 評価機関の職員

37

9② 評価の実際(継続的な対話)



38

9③ 評価の実際(機関組織)

▶ 法人設立で組織体制をしっかりと整備する場合

- 公立大学協会が設立母体となり、一般財団法人等の新たな法人を設立。
- 公立大学協会との適切な関係・距離感を設定。

▶ 公立大学協会内組織で評価実施を模索する場合

- 協会内の委員会等で評価を実施。
- 前例がなく、認証のハードルは高い中で、認証評価の在り方を正面から議論する。
- 今後想定される、種々の制度変更を想定すれば、柔軟な組織であることが望ましい。

39

9④ 評価の実際(事業運営)

▶ 事業の収支の検討

- 評価手数料の設定(他機関を参考に)。
- 必要経費の積算。
- 向こう5年間程度の収支の見積もり。

▶ 事務組織の立ち上げ

- 事務所は当面、公立大学協会事務所をシェア。
- 事務組織に、会員校から研修生を募る。
- 評価チームの評価担当者を会員校職員が担う。
- 専従職員を若干名置く(当面は協会職員が兼務)。

40

10① 今後の取組み

- ▶ メリット(評価ロードの削減、公立大学への適合)が存在するか議論を深め、公立大学協会としての取組みの方向を定める。

(合わせて)

- ▶ 文部科学省の検討の方向を見定める。
- ▶ 各認証評価機関の第2クールの評価の方向とその評価結果について調査する。

41

10② 今後の取組み

- ▶ 受審ピーク(H28~H29)を念頭に、公立大学等の意向調査等を行う。



42

10③ 今後の取組み

- ▶ 新たな機関を構想する場合はフィージビリティ研究を進める。
- ▶ 評価人材の掘り起しを図る。

43

10④ 今後の取組み

- ▶ 機関設立の判断に至らない場合は関連政策等へ生かす。
 - 各認証評価機関への提言。
 - 今後の認証評価の在り方への提言。
 - 「大学教育の質保証のための新法人」についての提言。

44

(参考)『フランスCNEによる大学評価の研究』

服部憲児・著(序章・第1章・第4章についてのメモ)

序章 第2節 フランスの概要と先行研究

▶ 1 フランスの大学評価の概要

- 1984年、全国大学評価委員会(CNE)設立。
- 各大学の内部評価に基づき、CNEの専門委員が外部評価。
- 評価報告書の中で当該大学に対し命令ではなく勧告を行う。
- 全体的な報告書では全国的な高等教育の課題について政策提言。
- テーマ別報告書で各大学の取組みを紹介。

▶ 2 フランスの大学評価に関する研究

- 安易な大学間比較を行わないことで、大学に受け入れられた。
- 大学の自己認識のための統計的データを整備。
- 評価は大学とCNEとの継続的対話を基本として進める。

45

第1章 CNEの設立とその活動

第1節 CNE設立の背景

- 80年代、大量の学生が無資格のまま大学を離学。
- 緊縮財政も影響し、公共政策を評価・効果を測定が課題。説明責任。
- 競争原理の導入により大学の質改善が目指された。
- CNE「競争なくして自治は存在しない、厳格な評価なくして自治は存在しない」
- 大学が自分自身を知る術としての評価が必要。

第2節 CNEに関する法的枠組

- 1984年「高等教育法」に基づき設立。
- 高等教育財政を左右する評価機関でもアクレディテーション団体でもない。
- 大学からも高等教育担当省からも独立した行政機関。
- 大学に勧告、提言。
- 高等教育担当大臣等への報告書、共和国大統領に提出される全体報告書。

46

第1章 CNEの設立とその活動

第3節 CNEの活動内容

- 個別大学の評価を実施し、報告書を作成・公表。
- 国の大学・高等教育政策への改革提言。

第4節 CNEによる個別大学評価の方法論とその基本理念

- 対話の精神 → 対象大学を複数回訪問(継続的対話)
- 訪問調査は、単なるヒアリングではなく、評価機関と、被評価機関のコミュニケーションの重要部分として位置づけ。
- 外部評価の前提として内部評価を実施。基礎資料と内部評価報告書を準備。
- 大学は評価を受ける際に、自らのことをほとんど理解していない実情。
- 有効な統計を手に入れることが最初の重労働。自己認識を高める。
- CNEの委員の任命は共和国大統領。評価結果と補助金のリンクは行わない。
- 評価報告書は各大学で異なる。各大学の実情を踏まえてテーマを絞って行う第2回目以降の評価では一層内容や構成が不均質。
- 支援を行うという趣旨から、解決すべき点を提示し、大学の自発的行動を待つ。評価結果に納得感があり、強制力がなくても勧告が受け入れられやすい。

47

第4章 個別大学の改善に対する大学評価の影響

第2節 全学契約におけるCNEの個別大学評価の活用

▶ 1 契約政策(1989～)

- 国と大学が契約(4年間)を結ぶことによって追加的な補助金が提供。

▶ 2 全学契約文書におけるCNEへの言及

- 国と大学いずれもCNEの大学評価報告書を参照する義務は課されていない。
- 契約交渉において利用されることが期待(契約交渉に合わせ評価日程組む)。

▶ 3 CNEの勧告と全学契約の内容

- CNEの評価が高等教育担当省に対する一定の説得力を持っている。
- 双方が交渉の過程で、CNEの報告書に触れる。

▶ 4 契約政策下におけるCNEの大学評価の影響

- 契約文書において、CNEの勧告や評価を直接引用したり、内容面で勧告を反映させており、契約政策下で一定の役割を果たす。
- 予算獲得競争的な要素のある契約政策下において、競争原理に晒されている大学を支援する機能を果たしている。

48